

## 中川村同級会等開催応援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、同級会等の開催により同年代のつながりを深化させ、地域活性化を図るとともに将来のUターン等の機運を高めるため、同級会等の開催に要する費用に対して補助金を交付することについて、中川村補助金等交付規則（昭和54年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校等 村内の小学校及び中学校をいう。
- (2) 同級会等 学校等の卒業生で構成される団体が行う親睦会をいう。

### (補助対象者)

第3条 この事業の補助対象者は、同級会等の主催者とする。

### (補助の要件)

第4条 この事業の補助対象となる同級会等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 村内の飲食店等を会場に開催される同級会等
- (2) 同級会等の出席者数が、15人以上であること。

### (補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、次の各号のとおりとする。

- (1) 同級会等の開催案内通知の作成や送付に必要な印刷製本費及び通信費
- (2) 村内の飲食店等に支払う同級会等の開催経費

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、同級会等の出席者1人当たり500円とする。ただし、2万円を限度とする。

2 同一の同級会等への補助金の交付は、同一年度内に1回を限度とする。

### (補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、同級会等応援事業補助金交付申請書に同級会等の開催案内文の写し及び飲食店等の明細の分る請求書の写しを添えて、村長に提出しなければならない。

## 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。